

## 令和7年度 特定感染症検査業務に係る仕様書

鹿児島市保健所で実施する「特定感染症検査業務」に係る業務委託の仕様は、次のとおりとする。

1 業務の内容等

別紙のとおり

2 業務の委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 検査種類及び予定数量

検査種類	①クラミジア	②HCV抗体検査	③HCV確認検査	④HTLV-1スクリーニング検査	⑤HTLV-1確認検査
予定数量	760件	2件	1件	16件	5件

4 請求の方法

当該月に実施した検査については、まとめて翌月の10日までに、本市が指定する様式（実績報告書及び請求書）を市へ提出する。

5 その他

(1) 受託業者は、契約締結後速やかに検査実施方法について「特定感染症検査業務実施方法届（様式第1）」により市へ報告すること。

(2) 本仕様書に定めのない事項は、市と受託業者が協議のうえ決定する。

【参考 過去3年間の実績（単位：件）】

※6年度試薬受注停止に伴い、HIV検査（令和6年9月24日～10月まで）、C型肝炎検査（令和6年9月12日～12月まで）の中止期間あり。

年度	4	5	6（1月末時点）
① クラミジア	457	652	688
② HCV抗体検査	0	0	1
③ HCV確認検査	0	0	1
④ HTLV-スクリーニング検査	14	13	22
⑤ HTLV-1確認検査	5	3	1

補足：

年度	4	5	6（1月末現在）
C型肝炎ウイルス検査受検件数	349	519	331

	検査種類	① クラミジア・トラコマチス	② HCV抗体検査	③HCV確認検査	④HTLV-1スクリーニング検査	⑤HTLV-1確認検査
1	検査方法	核酸増幅検査（PCR法又はSDA法）	CLEIA法	HCV-RNA定量検査（リアルタイムPCR法）	CLEIA法、CLEIA法又はECLIA法	LIA法
2	対象者	クラミジア検査（尿検査）を希望する者	本市で実施したスクリーニング検査（HCV抗体の検出）において、陽性と判定された者		HTLV-1抗体検査を希望する者（16歳以上の妊婦以外の方）	
3	業務の内容	(1) 本市の依頼に基づき、指定された日時に市中央保健センターから検体（尿）を回収する。 (2) 回収した検体について、クラミジア・トラコマチスの核酸増幅検査（PCR法又はSDA法による）を実施する。 (3) 当該検査の結果が判明したときは、検体の回収日から7日以内に、検査報告書（受託業者の様式で可）により、市中央保健センターへ報告する。	(1) 本市の依頼に基づき、指定された日時に市保健環境試験所から検体を回収する。 (2) 回収した検体について、HCV抗体検査を実施し、その結果が中力価又は低力価とされた検体に対して、HCV確認検査（HCV-RNA定量検査）を実施する。 (3) 当該検査の結果が判明したときは、検体の回収日から14日以内に、検査報告書（受託業者の様式で可）により、市保健環境試験所へ報告する。	(1) 本市の依頼に基づき、指定された日時に市感染症対策課から検体を回収する。 (2) 回収した体について、HTLV-1スクリーニング検査を実施し、その結果が陽性とされた検体に対して、確認検査を実施する。 (3) 当該検査の結果が判明したときは、検体の回収日から14日以内に、検査報告書（受託業者の様式で可）により、市感染症対策課へ報告する。		
	回収日時	① 毎週火曜日 15:30～17:00 ② 毎月第3木曜日の翌日 9:00～12:00 ③ 6月及び12月の月曜日（各1日） 9:00～12:00	随時		第1・3月曜日 15:30～17:00	
4	備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>採血管・検体保管容器は受託業者が用意する。 （C型肝炎ウイルス検査はスクリーニング検査で使用する採血管も用意すること）</li> <li>検査報告書は2部ずつ提出する。</li> <li>検査は、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）は実施しない。</li> <li>HCV抗体検査については、HCV抗体検査として体外診断用医薬品の承認を受けた、測定範囲が広く、高力価群、中力価群及び低力価群に適切に分類することのできるHCV抗体測定系を用いること</li> </ul>				